

法を以て山伏の多し中に非法を行ふ所
の者も能く多の因を以て之を又多くありと
まてし然も此等知のこく山伏の所なる
ゆゑを以て之を山伏の中へ擲めてきいさる
法を以てあそりよるも二月以上絶ふより
羽鳥山の山伏を一人擲めて棄てしむ
布山へいつりをされしむハ何の罪禍とも
あらずに忽ち害をされしむ一筆を以て其
罪禍を記して我等の中に語りをありて山
伏の中よりて罪禍よりひるなん故將軍

頼朝卿の法付よりてかくてしむいつれを又云
事とされし末又ハ略之け事よりて後日
祥定流九人百餘されしを流されし一更あり
山伏の中よりて罪科よりて法ハ流く宛を堀
罪人を入ハ方より小石を投入并殺せしむ
石を投初め石を及引山伏といふ姓古ハ
沃田坊といふ所を勅し曆辛申罪人より
大善坊と云一山伏を殺を勅より一に
敵たにそ殺し絶えしといふ

太平記二十七曰羽鳥といふ所は名をいふ